

令和8年第2回（5月）臨時会

議 案 説 明

令和8年5月18日

議案番号	件名	ページ
議案第37号	令和8年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算 (第1回)について	1
承認第2号	山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分について	1
承認第3号	山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について	1

本日は、令和8年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算その他諸議案を御審議いただくためお集まりいただきました。

ただいま上程されました議案第37号は、令和8年度小型自動車競走事業特別会計補正予算であります。

今回の補正は、令和7年度の決算見込みにおいて歳入が歳出に対して不足する見込みでありますので、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、令和8年度の歳入を繰り上げてこれに充てようとするものであり、歳入歳出それぞれ5億2,000万円を追加し、予算総額を304億8,405万9,000円とするものであります。

補正の内容としまして、歳入については、諸収入5億2,000万円を増額し、歳出については、令和7年度の歳入歳出差引不足額に充てるため、前年度繰上充用金5億2,000万円を増額しております。

承認第2号及び承認第3号は、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

承認第2号は、山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分及び承認第3号は、山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分についてであります。

これらの改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、一部の規定を除き、令和8年4月1日から施行されたことに伴う所要の改正を行うものであり、直ちに条例を改正して施行する必要があることから、令和8年3月31日に専決処分を行ったものであります。

承認第2号税条例の一部改正の主な内容としましては、地方税法において、軽自動車税環境性能割が廃止されたことに伴う所要の改正であります。

承認第3号都市計画税条例の一部改正の主な内容としましては、地方税法において、都市計画税の税額の減額措置の対象となるバリアフリー改修が行われた建築物について、劇場・音楽堂等に加え、博物館・美術館、映画館等の文化

施設を含む特別特定建築物に拡大されたことに伴う所要の改正であります。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。